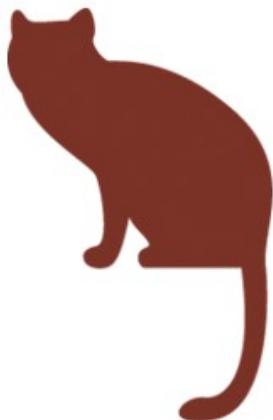


令和6年度 横浜市動物愛護管理業務計画



はじめに



「令和6年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

目 次

1 災害時のペット対策	1
2 狂犬病予防事業	3
3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4 地域猫活動支援事業	6
5 猫の不妊去勢手術推進事業	7
6 マイクロチップ装着推進事業	8
7 動物取扱業登録及び監視指導	9
8 特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9 犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10 収容動物の譲渡事業	12
11 附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

「横浜市中期計画 2022～2025」をふまえ、ペット同行避難者の受け入れに配慮した拠点運営を推進するため、拠点では飼い主がペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載した、「横浜市防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を活用して周知・啓発に取り組みます。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

また、能登半島地震の状況等の情報収集・検証を行い、本市における対策を検討していきます。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した拠点訓練の実施支援
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会^{※1}と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 ペットの災害対策についてイベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考> ペットの災害対策啓発実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
同行避難訓練	3件	3件	12件
展示啓発	15件	27件	115件
その他啓発※2	87件	179件	222件

※2 拠点運営委員に対する啓発など

<参考> 拠点におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R2年度	R3年度	R4年度
一時飼育場所の設定済	122拠点	142拠点	176拠点
飼育ルールの設定済	34拠点	44拠点	57拠点
同行避難訓練の実施あり※3	81拠点	81拠点	82拠点
飼い主の会の結成	7拠点	7拠点	12拠点

※3 過去に実施したものも含む。

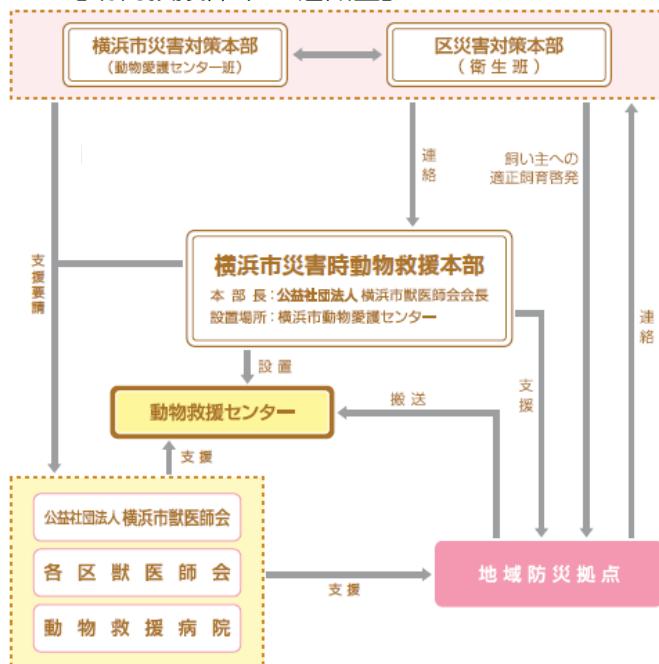
※1 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在次の4か所での順次開設を想定しています。

- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）
- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は
本市動物愛護センターのホームページ
からご確認いただけます。



2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月に、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けます。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めています。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導
- 4 狂犬病予防注射の案内、未注射犬への注射接種勧奨を送付【3月、10月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R2年度	R3年度	R4年度
登録数	173,551	173,140	168,654
注射済票交付数	130,418	125,506	125,019
接種率	75.1%	72.5%	74.1%



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故、不適切な飼育の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページやSNSでの情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センター主催の啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての关心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

（1）市民向けセミナー

飼い犬のしつけや飼い猫との暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等についての講習を実施します。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。



(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市医療局の共催により、動物の愛護と適正飼育についての关心と理解を深めるためのイベントとして、ブース出展やデモンストレーションを実施します。

(3) 小中学生等を対象としたイベント

子どもアドベンチャーカレッジなど、小中学生等を対象とした教室を実施します。



【動物愛護フェスタよこはま】

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の室内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。



【動物愛護の啓発事業】

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		R2年度	R3年度	R4年度
苦情・相談件数(計)		2,285	2,277	2,305
内 訳	収容に関する相談	52	56	35
	放し飼い	86	116	91
	ふん尿	1,457	1,423	1,398
	鳴き声	235	225	266
	身体・器物の被害	118	130	126
	不適切な取扱い・虐待	117	87	106
	登録・注射に関すること	141	135	166
	その他	79	105	117

【猫】		R2年度	R3年度	R4年度
苦情・相談件数(計)		1,742	1,734	1,391
内 訳	ふん尿	720	780	497
	臭気・毛	41	59	67
	鳴き声	51	36	28
	身体・器物の被害	91	71	69
	不適切な取扱い・虐待	96	63	102
	収容に関する相談	401	334	238
	その他	342	391	390

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）



◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めています。

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センターと動物愛護センター間）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

＜参考＞横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
R元年度	12 地域	416 頭	103 頭 (単年度実績 72 頭)
R2年度	26 地域	853 頭	208 頭 (単年度実績 105 頭)
R3年度	39 地域	1,321 頭	292 頭 (単年度実績 84 頭)
R4年度	39 地域	1,273 頭	385 頭 (単年度実績 93 頭)

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和6年3月1日（金）～令和7年2月28日（金）

2 補助金申請受付期間

令和6年5月7日（火）～令和7年3月5日（水）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

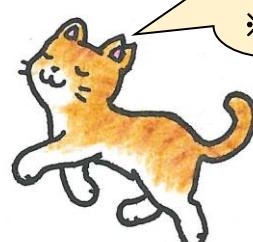
市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和6年度補助対象頭数3,000頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

＜参考＞ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R2 年度	R3年度	R4年度
4,075	3,257	2,616

耳カットは、手術済みの
しるしとなり、再手術を
防げます。
※補助金申請の条件



猫の不妊去勢手術推進事業
← ホームページ

6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

令和4年6月1日から、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となりました。市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象装着施術実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月5日（水）

2 補助金申請受付期間

令和6年5月7日（火）～令和7年3月5日（水）（当日消印有効）

※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、環境大臣指定登録機関への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和6年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

◇ 申請場所

動物愛護センター（窓口及び郵送）

マイクロチップ



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和6年度の補助対象頭数は450頭）

＜参考＞ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

マイクロチップ装着推進事業
ホームページ ↓

	R2年度	R3年度	R4年度
犬	159	134	125
猫	318	396	339
計	477	530	464



7 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者の登録申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者を対象に、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

動物取扱責任者に対して、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等の手続き及び登録証の交付
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の作成・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
R2年度	1,395	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132
R3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189
R4年度	1,327	349	1,031	46	211	73	5	1,715	672	188

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R2年度	27	21	9	2	2	4	38
R3年度	32	23	10	2	2	7	44
R4年度	36	26	12	3	2	8	51

8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

＜参考＞ 特定動物の飼養許可状況について（令和4年度末時点）

種類 区分	靈長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	6	106 (0)*	7	48 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	10 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数		
施設数等	4	5 (1)	9	14 (6)	18	44 (28)	9	12 (6)	37**	248 (47)		

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

また、飼い主の判明しない動物に関しては、迅速な返還を行うため、情報発信に取り組みます。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報として動物愛護センターホームページに掲載します。

収容動物情報ホームページ →
(ペットが迷子になったときは)



＜参考＞ 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R2年度	R3年度	R4年度
収容頭数	169	148	102
返還数	87	69	54
譲渡数	80	70	37
致死処分数	10	7	8
自然死	6	1	6
死体搬入	0	0	1

【猫】	R2年度	R3年度	R4年度
収容頭数	901 (541)	629 (399)	588 (336)
返還数	6 (0)	9 (0)	8 (2)
譲渡数	470 (282)	368 (248)	330 (179)
致死処分数	179 (90)	94 (56)	70 (28)
自然死	96 (67)	68 (40)	77 (33)
死体搬入	146 (49)	100 (34)	71 (24)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- ・重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- ・幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- ・突然的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

10 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

譲渡動物情報ホームページ →
(動物の譲渡を希望される方へ)



<参考> 譲渡実績

動物	R2年度			R3年度			R4年度					
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社) 横浜市獣医師会		個人	団体	(公社) 横浜市獣医師会		個人	団体	(公社) 横浜市獣医師会
犬	80	19	57	4	70	4	58	8	37	4	31	2
猫	470	71	196	203	368	55	150	163	330	94	136	100
他小動物	1	1	0	0	1	1	0	0	2	1	0	1

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

(公社) 横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体、動物取扱業関係団体及び学識経験者
12人の委員

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第10期横浜市動物適正飼育推進員 58人

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社) 横浜市獣医師会、(一社) 横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ (公社) 横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社) 横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

1 市民ボランティア登録数 39人

2 譲渡登録団体数 30団体

3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

- 1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。
- 2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市医療局動物愛護センター
令和6年4月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133